

地域公共交通確保維持事業について(裾野市内循環線のフィーダー補助金申請)

(裾野市地域公共交通活性化協議会)

1. 概要

令和4年4月から運行開始した裾野市内循環線バスの維持を目的として、国の補助のひとつである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)を活性化協議会から申請するものです。

「すその一」から市内循環線にかわってから、毎年申請しているもので、令和8年10月から令和9年9月までの運行内容について申請します。

2. 申請内容

令和8年度確保維持改善計画(フィーダー系統)認定申請

該当路線は、裾野市内循環線(東西線および南北線)の11系統

対象期間は、令和8年10月から令和9年9月まで。

3. 協議事項

フィーダー補助申請について、次ページ以降の内容で申請を行う。

軽微事項等の修正は、事務局一任でよいか。

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>裾野市においては、JR御殿場線及び地域間幹線系統4路線を軸に、市域内に広範に路線バス、乗合タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通については、通勤、通学のほか、車を運転できない高齢者等を中心に、通院、買物、公共施設利用といった生活に必要な交通手段として機能している。</p> <p>また、この幹線交通に通じる自主運行路線等が支線の役割を果たしていた。</p> <p>利用者の減少が続く自主運行路線「すその一」については、裾野市地域公共交通網形成計画の事業として見直しを行ってきた。計画では運行継続条件を収支率20%と定め、平成30年に運行ルートを見直し、平成31年4月から新たなルートで運行を開始した。令和3年4月～6月の収支率は12.01%となり、目標を達成できなかったため、令和3年度をもって廃止することとなった。これにより、市内にはバス路線の空白地域が大幅に増加することとなる。</p> <p>加えて、富士急シティバス株が運行する東急線については令和4年度から退出の意向が示され廃止となったため、千福が丘地区の住民の通院、買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことも必要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業（地域旅客運送サービス継続事業）により、廃止となった東急線及び「すその一」の担っていたサービスを継続する新たな路線として、裾野市内循環線の運行を、令和4年4月1日から開始した。</p> <p>裾野市内循環線の利用者意見を集め、対話集会等を通して、令和6年10月1日からルート、時刻について再編を行い、東西線・南北線として運行開始した。</p> <p>令和9年度以降も住民の生活交通としての移動手段を維持していくため、地域内フィードバック補助が必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西線・南北線の年間利用者数を10,000人とする。 ○ 東西線・南北線に係る収入を3,800千円以上、国からの支出を6,126千円以内、裾野市からの支出を6,126千円以内とする。 <p>(裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画 P3 参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>裾野市内循環路線を運行することにより、青葉台地区、千福が丘地区、「すその一」岩波線沿線の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ バス・タクシー利用助成制度の実施（裾野市） ○ 広報による路線の周知（裾野市） ○ バスの乗り方教室の実施（裾野市、事業者） ○ リアルタイム情報「バスキタ」による運行情報の提供（事業者）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る裾野市内循環路線に対し、その運行に係る費用総額 16,052 千円のうち、裾野市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分に対し、予算の範囲内において負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
○ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
○ OD調査の実施
○ 利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）の実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※ 該当なし
（２）事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和3年 9月24日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・静岡県生活交通確保対策協議会に対し、自主運行路線（すその一、青葉台線）の退出意向の申出を提出することについて承認を得る。
- 令和3年 12月23日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・事業者より、東急線の退出申出について説明。
 - ・東急線、自主運行路線の退出後のバス交通空白地域を対象に、サービス継続事業を活用した路線バスを運行する計画について説明。
 - ・制度活用のため、裾野市地域公共交通網形成計画改訂（案）を提案し、承認を得る。
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）について承認を得る。
- 令和4年 2月 2日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画（案）について承認を得る。
- 令和4年 2月 17日 裾野市地域公共交通活性化協議会を书面開催
 - ・地域公共交通計画（別紙）の内容について承認を得る。
- 令和4年 3月 3日 裾野市地域公共交通活性化協議会を书面開催
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画の修正について承認を得る。
- 令和4年 3月 18日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画等について報告。
- 令和4年 6月 2日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通網形成計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について承認を得る。
- 令和5年 1月 23日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画（改訂案）について承認を得る。
- 令和5年 3月 3日 裾野市地域公共交通活性化協議会を书面開催
 - ・地域公共交通計画（別紙）の内容について承認を得る。
- 令和5年 6月 22日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について承認を得る。
- 令和6年 1月 16日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認を得る。
- 令和6年 5月 30日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について承認を得る。
- 令和6年 7月 18日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施計画の変更について承認を得る。
- 令和6年 9月 4日 裾野市地域公共交通活性化協議会を书面開催
 - ・裾野市地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助）の変更について承認を得る。
- 令和7年 1月 20日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について承認を得る。
- 令和7年 6月 4日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について承認を得る。
- 令和8年 1月 19日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について承認を得る。
- 令和8年 6月 5日 裾野市地域公共交通活性化協議会を開催
 - ・裾野市地域公共交通計画の別紙（地域内フィーダー系統補助）について〇〇を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

裾野市内循環線利用者に対するアンケート調査、乗降データ、利用実績等をふまえ、朝夕便を追加し、運行ルートも往復運行する計画とした。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度
裾野市

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
裾野市	富士急シティバス株式会社	(1) 東西線(1便)	青葉台	裾野駅 千福が丘	裾野駅	往 22.0km	140日	70日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(2) 東西線(2便)	裾野駅	青葉台団地 裾野駅 千福が丘	裾野駅	往 27.1km 循環	140日	140日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(3) 東西線(3便)	裾野駅	青葉台団地 裾野駅 千福が丘	裾野駅	往 33.4km 循環	140日	280日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(4) 東西線(4, 5便)	裾野駅	千福が丘 裾野駅 青葉台団地	裾野駅	往 27.1km 循環	140日	140日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(5) 東西線(6便)	裾野駅		東急千福が丘	往 8.8km	140日	70日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(6) 南北線(1便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 8.8km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(7) 南北線(2便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 20.4km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(8) 南北線(3便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 24.6km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(9) 南北線(4便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 20.4km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(10) 南北線(5便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 20.4km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	
	富士急シティバス株式会社	(11) 南北線(6便)	裾野駅	富沢南 裾野駅 岩波富士見橋	裾野駅	往 15.5km 循環	99日	99日		○	路線定期運行		裾野駅で地域間幹線系統須山線、桜堤線と接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。